

2 令和2年度 事業予定計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目		区域内の概数 (A)				前年度 引受実績	本年度 引受計画 (B)	本年度 引受率 (B)/(A)	備考	
		本所	置賜支所	庄内支所	合計					
共済目的										
組合員数 (制度共済・収入保険含)		33,502 人 (12,690) 人	12,601 人 (4,434) 人	16,778 人 (6,901) 人	62,881 人 (24,025) 人	65,523 人 (28,586) 人				
農作物	水稻	25,662 ha	13,611 ha	28,856 ha	68,129 ha	54,959 ha	51,780 ha	76.0 %		
	麦	48 ha	3 ha	26 ha	77 ha	54 ha	53 ha	68.8 %		
	計	25,710 ha	13,614 ha	28,882 ha	68,206 ha	55,013 ha	51,833 ha	76.0 %		
家畜	死亡廃用共済	搾乳牛	3,206 頭	6,878 頭	477 頭	10,561 頭	10,115 頭	10,027 頭	94.9 %	
		育成乳牛	1,660 頭	3,459 頭	453 頭	5,572 頭	5,106 頭	5,248 頭	94.2 %	
		繁殖用雌牛	3,737 頭	2,277 頭	1,139 頭	7,153 頭	6,671 頭	6,756 頭	94.4 %	
		育成・肥育牛	41,410 頭	18,398 頭	4,652 頭	64,460 頭	61,960 頭	61,246 頭	95.0 %	
		繁殖用雌馬	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	- %	
		育成・肥育馬	34 頭	36 頭	3 頭	73 頭	45 頭	27 頭	37.0 %	
		種豚	4,600 頭	2,561 頭	6,884 頭	14,045 頭	8,960 頭	8,958 頭	63.8 %	
	疾病傷害共済	肉豚	33,923 頭	26,214 頭	60,483 頭	120,620 頭	75,529 頭	72,778 頭	60.3 %	
		計	88,570 頭	59,823 頭	74,091 頭	222,484 頭	168,386 頭	165,040 頭	74.2 %	
		乳用牛	3,342 頭	7,267 頭	620 頭	11,229 頭	10,599 頭	10,706 頭	95.3 %	
		肉用牛	28,229 頭	10,380 頭	3,513 頭	42,122 頭	39,222 頭	38,656 頭	91.8 %	
		一般馬	19 頭	36 頭	2 頭	57 頭	2 頭	11 頭	19.3 %	
		種豚	3,346 頭	2,126 頭	4,575 頭	10,047 頭	4,961 頭	4,967 頭	49.4 %	
		計	34,936 頭	19,809 頭	8,710 頭	63,455 頭	54,784 頭	54,340 頭	85.6 %	
		果樹	収穫	りんご	1,690 ha	193 ha	8 ha	1,891 ha	284 ha	287 ha
ぶどう	490 ha			600 ha	20 ha	1,110 ha	35 ha	32 ha	2.9 %	
なし	651 ha			68 ha	90 ha	809 ha	313 ha	313 ha	38.7 %	
もも	460 ha			7 ha	15 ha	482 ha	26 ha	24 ha	5.0 %	
おうとう	2,450 ha			127 ha	19 ha	2,596 ha	167 ha	166 ha	6.4 %	
かき	29 ha			0 ha	459 ha	488 ha	165 ha	162 ha	33.2 %	
計	5,770 ha		995 ha	611 ha	7,376 ha	990 ha	984 ha	13.3 %		
樹体	りんご		1,690 ha	193 ha	8 ha	1,891 ha	69 ha	74 ha	3.9 %	
	ぶどう		490 ha	600 ha	20 ha	1,110 ha	14 ha	15 ha	1.4 %	
	なし		651 ha	68 ha	90 ha	809 ha	49 ha	52 ha	6.4 %	
	もも		460 ha	7 ha	15 ha	482 ha	25 ha	27 ha	5.6 %	
	おうとう		2,450 ha	127 ha	19 ha	2,596 ha	95 ha	101 ha	3.9 %	
	かき	29 ha	0 ha	459 ha	488 ha	14 ha	15 ha	3.1 %		
計	5,770 ha	995 ha	611 ha	7,376 ha	266 ha	284 ha	3.9 %			

項目		区域内の概数 (A)				前年度 引受実績	本年度 引受計画 (B)	本年度 引受率 (B)/(A)	備考
		本所	置賜支所	庄内支所	合計				
共済目的	ホップ	5 ha	12 ha	0 ha	17 ha	20 ha	17 ha	100.0 %	
	大豆	1,247 ha	1,186 ha	2,517 ha	4,950 ha	3,472 ha	3,353 ha	67.7 %	
	そば	3,268 ha	856 ha	1,136 ha	5,260 ha	1,503 ha	1,495 ha	28.4 %	
	春蚕繭	19 箱	0 箱	10 箱	29 箱	29 箱	29 箱	100.0 %	
	初秋蚕繭	15 箱	0 箱	5 箱	20 箱	20 箱	19 箱	95.0 %	
	晩秋蚕繭	29 箱	0 箱	8 箱	37 箱	39 箱	37 箱	100.0 %	
畑作物	ガラス室	I類	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	-	
		II類	46 棟	1 棟	63 棟	110 棟	29 棟	30 棟	27.3 %
	プラスチックハウス	I類	1 棟	1 棟	0 棟	2 棟	1 棟	1 棟	50.0 %
		II類	10,115 棟	3,870 棟	17,564 棟	31,549 棟	17,750 棟	18,041 棟	57.2 %
		III類	2 棟	4 棟	4 棟	10 棟	5 棟	5 棟	50.0 %
		IV類甲	38 棟	61 棟	59 棟	158 棟	69 棟	66 棟	41.8 %
		IV類乙	228 棟	94 棟	79 棟	401 棟	158 棟	143 棟	35.7 %
		V類	19 棟	4 棟	50 棟	73 棟	15 棟	16 棟	21.9 %
		VI類	21,849 棟	1,112 棟	290 棟	23,251 棟	3,451 棟	3,515 棟	15.1 %
		VII類	0 棟	0 棟	8 棟	8 棟	8 棟	8 棟	100.0 %
計	32,298 棟	5,147 棟	18,117 棟	55,562 棟	21,486 棟	21,825 棟	39.3 %		
任意	建物	68,200 棟	37,000 棟	43,800 棟	149,000 棟	121,398 棟	116,050 棟	77.9 %	
	農機具	61,500 台	25,500 台	29,000 台	116,000 台	89,907 台	88,770 台	76.5 %	

項目		区域内のH30年青色申告承認者数 (A)				前年度 引受実績	本年度 引受計画 (B)	本年度 引受率 (B)/(A)	備考
		本所	置賜支所	庄内支所	合計				
収入保険		3,744 件	2,060 件	4,726 件	10,530 件	1,029 件	1,500 件	14.2 %	

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

山形県農業共済組合

共済目的等		項 目		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)=(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金	
		引	受		総 額 (A)	国庫負担額 (B)	農家負担額 (C)				
		本年度予定	前年度実績								
農作物	水 稻	5,178,000 ^a	5,495,904.3 ^a	45,901,160	307,119	153,541	153,578	153,203	338	153,916	
	麦	5,300	5,361.4	15,920	786	407	379	158	249	628	
	計	5,183,300	5,501,265.7	45,917,080	307,905	153,948	153,957	153,361	587	154,544	
家 畜	死亡 廃用 共済	搾 乳 牛	10,027	10,115	2,930,073	179,994	89,997	89,997	28	89,969	179,966
		育 成 乳 牛	5,248	5,106	1,439,859	40,748	20,374	20,374	13	20,361	40,735
		繁 殖 用 雌 牛	6,756	6,671	2,355,275	22,492	11,246	11,246	22	11,224	22,470
		育 成 ・ 肥 育 牛	61,246	61,960	19,395,948	179,412	89,706	89,706	183	89,523	179,229
		繁 殖 用 雌 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		育 成 ・ 肥 育 馬	27	45	12,658	171	85	86	0	85	171
		種 豚	8,958	8,960	552,214	8,840	3,536	5,304	5	3,531	8,835
	肉 豚	72,778	75,529	815,450	22,168	8,867	13,301	7	8,860	22,161	
	小 計	165,040	168,386	27,501,477	453,825	223,811	230,014	258	223,553	453,567	
	疾 病 共 傷 済	乳 用 牛	10,706	10,599	349,794	204,671	102,335	102,336	3	102,332	204,668
		肉 用 牛	38,656	39,222	807,515	320,583	160,291	160,292	8	160,283	320,575
		一 般 馬	11	2	73	10	5	5	0	5	10
		種 豚	4,967	4,961	6,830	543	217	326	0	217	543
	小 計	54,340	54,784	1,164,212	525,807	262,848	262,959	11	262,837	525,796	
計	219,380	223,170	28,665,689	979,632	486,659	492,973	269	486,390	979,363		
果 樹	収 穫	り ん ご	28,696 ^a	28,398.0 ^a	632,123	13,870	6,933	6,937	3,369	3,564	10,501
		ぶ ど う	3,218	3,470.3	139,878	3,334	1,666	1,668	266	1,400	3,068
		な し	31,310	31,347.8	949,060	40,034	20,016	20,018	23,256	△ 3,240	16,778
		も も	2,402	2,554.0	51,441	1,607	802	805	165	637	1,442
		お う と う	16,643	16,750.4	750,077	48,379	24,188	24,191	24,216	△ 28	24,163
		か き	16,165	16,474.1	93,347	3,521	1,759	1,762	1,775	△ 16	1,746
		小 計	98,434	98,994.6	2,615,926	110,745	55,364	55,381	53,047	2,317	57,698
	樹 体	り ん ご	7,407	6,933.4	526,669	10,744	5,372	5,372	2,054	3,318	8,690
		ぶ ど う	1,518	1,422.4	161,664	1,697	848	849	145	703	1,552
		な し	5,237	4,868.8	700,561	6,655	3,327	3,328	911	2,416	5,744
		も も	2,697	2,499.9	178,610	7,162	3,581	3,581	18	3,563	7,144
		お う と う	10,091	9,448.2	1,793,009	27,612	13,806	13,806	717	13,089	26,895
		か き	1,450	1,415.6	30,700	95	47	48	18	29	77
		小 計	28,400	26,588.3	3,391,213	53,965	26,981	26,984	3,863	23,118	50,102
計	126,834	125,582.9	6,007,139	164,710	82,345	82,365	56,910	25,435	107,800		

共済目的等		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金			保 険 料 (D)	交 付 (納 入) 保 険 料 (E)=(B)-(D)	手 持 共 済 掛 金
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負 担 額 (B)	農 家 負 担 額 (C)			
畑作物	ホ ッ プ	1,700 ^a	2,011.0 ^a	54,500	1,706	939	767	445	494	1,261
	大 豆	335,300	347,199.3	1,047,676	91,583	50,386	41,197	34,606	15,780	56,977
	そ ば	149,500	150,271.5	123,648	16,791	9,245	7,546	4,204	5,041	12,587
	小 計	486,500	499,481.8	1,225,824	110,080	60,570	49,510	39,255	21,315	70,825
	春 蚕 繭	29	29.1	1,947	48	24	24	17	7	31
	初秋蚕繭	19	19.8	1,052	8	4	4	0	4	8
	晩秋蚕繭	37	38.9	2,382	13	6	7	1	5	12
	小 計	85	87.8	5,381	69	34	35	18	16	51
	計	—	—	1,231,205	110,149	60,604	49,545	39,273	21,331	70,876
園 芸 施 設	ガ ラ ス 室	I 類	棟	棟	0	0	0	0	0	0
		II 類	30	29	92,725	149	74	75	10	64
		小 計	30	29	92,725	149	74	75	10	64
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	1	1	132	3	1	2	0	1
		II 類	18,041	17,750	7,166,888	108,641	54,320	54,321	20,897	33,423
		III 類	5	5	4,664	28	14	14	5	9
		IV類甲	66	69	153,123	578	288	290	98	190
		IV類乙	143	158	526,374	2,525	1,262	1,263	878	384
		V 類	16	15	26,177	170	85	85	7	78
		VI 類	3,515	3,451	2,840,649	14,148	7,073	7,075	3,808	3,265
小 計	21,795	21,457	10,723,623	126,155	63,074	63,081	25,706	37,368		
計	21,825	21,486	10,816,348	126,304	63,148	63,156	25,716	37,432		
制度共済計		—	—	92,637,461	1,688,700	846,704	841,996	275,529	571,175	1,413,171

令和元年度計画対 110.4%

令和元年度実績対 99.1%

イ 任意共済事業の規模

項目		引 受		共 済 金 額	共済掛金、賦課金			任意保険料 B	任意保険手数料 C	手持共済掛金 D=A-(B-C)
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費 賦課金			
建 物	火 災	棟 103,700	棟 108,893	千円 1,552,770,000	千円 1,372,899	千円 755,450	千円 617,449	千円 411,870	千円 166,807	千円 510,387
	総 合	12,350	12,505	88,390,000	241,605	179,775	61,830	108,876	19,530	90,429
	小 計	116,050	121,398	1,641,160,000	1,614,504	935,225	679,279	520,746	186,337	600,816
農機具	火 災	台 21,010	台 21,358	32,490,000	37,055	22,482	14,573	-	-	22,482
	総 合	67,450	68,163	168,820,000	614,640	384,954	229,686	-	-	384,954
	更 新	310	386	490,000	70,094	68,130	1,964	-	-	68,130
	小 計	88,770	89,907	201,800,000	721,789	475,566	246,223	-	-	475,566
任意共済計		-	-	1,842,960,000	2,336,293	1,410,791	925,502	520,746	186,337	1,076,382
① 建物共済の保険割合：30%（収容農産物を除く地震部分50%） 保険手数料割合：事務賦課割合から4.5%を差し引いた率 ② 建物総合共済の任意保険料には、組合責任保有分に係る保険料11,507千円及び令和元年度未経過部分の契約に係る保険料4,275千円を含む										
合 計		-	-	1,935,597,461	-	-	-	-	-	-

令和元年度計画対 97.2%
令和元年度実績対 96.1%

(3) 収入保険事業の規模

項目		引 受		基準収入金額	保険料 A	積立金 B	付加保険料 C	計 A+B+C
		本年度予定	前年度実績					
収入保険		件 1,500	件 1,029	千円 21,000,000	千円 153,619	千円 472,500	千円 42,372	千円 668,491

令和元年度計画対 100.0%
令和元年度実績対 145.8%

(4) 引受計画と実施方策

ア 農作物共済

(ア) 引受計画

		引受面積	引受収量	共済金額	備考
		a	Kg	千円	
水 稲	一筆方式 (7割)	388,800	15,241,000	2,866,571	1kg当たりの共済金額 主食用 195円 米粉用 84円 飼料用 40円
	一筆方式 (6割)	2,000	68,000	13,260	
	一筆方式 (5割)	24,200	856,000	128,049	
	半相殺方式 (8割)	1,786,400	80,271,000	15,318,766	
	半相殺方式 (7割)	7,800	317,000	55,770	
	半相殺方式 (6割)	10,600	366,000	65,329	
	全相殺方式 (9割)	1,035,200	53,632,000	9,140,717	
	全相殺方式 (8割)	7,700	357,000	69,683	
	全相殺方式 (7割)	3,200	134,000	18,921	
	品質方式 (9割)	1,785,800	-	16,941,495	
	品質方式 (8割)	18,000	-	145,357	
	品質方式 (7割)	2,300	-	16,251	
	地域インデックス方式 (9割)	91,800	5,098,000	994,046	
	地域インデックス方式 (8割)	3,800	188,000	36,660	
地域インデックス方式 (7割)	10,400	463,000	90,285		
計	5,178,000	156,991,000	45,901,160		
麦	半相殺方式 (8割)	0	0	0	1kg当たりの共済金額 対象農業者 163～9円 対象農業者以外 17～9円
	災害収入共済方式 (9割)	5,300	-	15,920	
	計	5,300	0	15,920	
合計		5,183,300	156,991,000	45,917,080	

(イ) 引受推進方策

1. 関係機関団体等との連携を強化し、一体化事業（水稲共済細目等変更届出書）による水稲・麦の作付状況の把握を行い、加入推進を行う。
2. 農業再生協議会や東北農政局山形県拠点等と連携を維持し、経営所得安定対策における共済加入メリットの周知を行う。
3. 加入方式や補償割合、制度改正によって拡充された補償内容等について十分な説明を行とともに、農家経営の安定のため、客観資料を基礎とした高位補償の引受方式（全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式）への加入を積極的に提案する。
4. 一筆方式、現地型全相殺方式からの移行を推進する。
5. 加入中止者への再推進を実施する。
6. （麦）経営所得安定対策加入農家には、共済金から営農継続支払分が控除される仕組みを説明するとともに、基準単収に応じた適切な単位あたり共済金額の推進により、補償の充実を図る。
7. 法人組織等の大規模農業経営体に向けた重点的な加入推進を行う。
8. 掛金納入については予納を奨励する。
9. 継続加入手続きの簡素化と継続加入率の向上を図るため、自動継続特約を推進する。

イ 家畜共済

(ア) 引受計画

死亡廃用共済				
区分	頭数	共済金額	平均共済金額	備考
	頭	千円	千円	
搾乳牛	10,027	2,930,073	292	
育成乳牛	5,248	1,439,859	274	
繁殖用雌牛	6,756	2,355,275	348	
育成・肥育牛	61,246	19,395,948	316	
繁殖用雌馬	0	0	—	
育成・肥育馬	27	12,658	468	
種豚	8,958	552,214	61	
肉豚	72,778	815,450	11	
計	165,040	27,501,477		
疾病傷害共済				
区分	頭数	共済金額	平均共済金額	備考
	頭	千円	千円	
乳用牛	10,706	349,794	32	
肉用牛	38,656	807,515	20	
一般馬	11	73	6	
種豚	4,967	6,830	1	
計	54,340	1,164,212		
合計	219,380	28,665,689		

(イ) 引受推進方策

1. 組合員に対し、新たな制度内容について説明するとともに、組合員個々の経営に即した提案型推進を実施する。
2. 組合員にトレーサビリティ情報又は飼養管理簿等の整備を促し、個体確認業務の負担軽減を図る。
3. 災害への備えの重要性について理解を拡げ、種豚及び肉豚共済を含め未加入農家へ普及啓蒙と加入推進を図る。
4. 加入推進にあたっては家畜診療所職員が同行し、補償の充実に努める。
5. 関係機関や団体との連携・協調を図り、制度の普及定着と情報共有に取り組む。

(ウ) 家畜診療所の運営方策

1. 加入推進と損害評価
 - ① 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとし、補償充実に向けた引受を支援する。
 - ② 死亡事故確認及び廃用事故認定に係る適正な取扱いを徹底する。
 - ③ 組合員に免責基準を周知し、必要に応じた適用と改善指導を行う。
2. 診療業務及び損害防止事業
 - ① 獣医職員の診療技術及び農家指導力の向上を図り、診療及び損防業務を効率的かつ効果的に行う。
 - ② 畜産農家の収益向上及び持続的営農に資する家畜診療所の体制構築を図る。
 - ③ 畜産物の安全・安心を確保するため、飼養衛生管理基準に基づく衛生対策の徹底並びに農場HACCP等を推進する。

3. 関係機関・団体との連携

「食の安全・安心」並びに地域畜産振興に携わる機関としての位置付けを明確にし、社会的なニーズに応える事業展開を行う。

(エ) 家畜診療研修所の運営方策

1. 獣医職員の技術向上

- ① 新採・若手獣医職員に対する研修の充実を図る。
- ② 家畜臨床研究会の充実、併せて家畜診療所全体の研究活動を強化する。

2. 損害防止事業及び臨床検査業務

- ① 家畜診療所とともに、効果的な損害防止事業の実施と農場HACCP等の普及・定着を図る。
- ② 不明疾病の解明と多発疾病対策を強化する。
- ③ 迅速で正確な臨床検査結果を提供し、集積データの有効活用を図る。

3. 関係機関・団体との連携

大学・研究機関及び他のNOSAI団体等と連携し、最新知見及び技術導入による研修内容の充実強化を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 引受計画

		引受面積	共済金額	10a当り共済金額	備 考
収 穫 共 済	りんご	^a 28,696	千円 632,123	千円 220	
	ぶどう	3,218	139,878	435	
	なし	31,310	949,060	303	
	もも	2,402	51,441	214	
	おうとう	16,643	750,077	451	
	かき	16,165	93,347	58	
	計	98,434	2,615,926	266	
樹 体 共 済	りんご	7,407	526,669	711	
	ぶどう	1,518	161,664	1,065	
	なし	5,237	700,561	1,338	
	もも	2,697	178,610	662	
	おうとう	10,091	1,793,009	1,777	
	かき	1,450	30,700	212	
	計	28,400	3,391,213	1,194	
合 計		126,834	6,007,139	474	

(イ) 引受推進方策

1. 特定危険方式及び樹園地方式加入者に対して制度改正内容を説明し、減収総合方式への移行を提案する。
2. 樹体共済補償拡充内容の周知と収穫共済のみ加入者へ新規推進を行う。
3. 果樹栽培を営んでいる収入保険加入者に対し、樹体共済の新規加入推進を行う。
4. 予納制度の継続と予納承諾者の拡大を図る。
5. 果樹剪定枝粉碎機の貸出しPRによる新規加入者の掘り起しを行う。
6. 管内JAの生産組織総会等の機会をとらえ、制度説明を行い加入拡大を図る。

エ 畑作物共済

(ア) 引受計画

		引受面積・箱数	引受収量	共済金額	備 考
ホ ッ プ		a 1,700	Kg 2,500	千円 54,500	1kg当たりの共済金額 2,210円
大豆	半相殺方式	14,000	159,000	25,375	1kg当たりの共済金額 対象農業者 299～83円 対象農業者以外 139～83円
	全相殺方式	321,300	4,566,000	1,022,301	
	計	335,300	4,725,000	1,047,676	
そ ば		149,500	381,000	123,648	1kg当たりの共済金額 対象農業者 512～132円 対象農業者以外 220～132円
蚕 繭	春 蚕 繭	箱 29	Kg 801	千円 1,947	1kg当たりの共済金額 2,430円
	初 秋 蚕 繭	19	433	1,052	
	晩 秋 蚕 繭	37	980	2,382	
	計	85	2,214	5,381	
合 計			5,110,714	1,231,205	

(イ) 引受推進方策

1. ホップ共済

- ① ホップ農協等と協調を図り、栽培面積の完全把握と全戸全面積加入を継続する。
- ② 栽培農家個々の実態に即した基準単収の適正設定を行う。

2. 大豆共済、そば共済

- ① 水稻共済細目等変更届出書により引受対象耕地を的確に把握し、各種行政施策と連携し加入拡大を図る。
- ② 経営所得安定対策加入農家には、経営所得安定対策加入時の共済加入メリットを活かした加入推進を行う。共済金から営農継続支払分が控除される仕組みを説明するとともに、基準単収に応じた適切な単位あたり共済金額の選択を推進し、補償の充実を図る。
- ③ 有資格未加入農家に対して、制度の周知と加入意思の確認を行う。
- ④ 現地確認による栽培状況及び過去の被害状況を勘案し、基準単収の適正設定を行う。
- ⑤ 関係機関及び出荷団体等との連携強化を図る。

3. 蚕繭共済

- ① 関係機関団体等と連携を図り、掃立数量の完全引受を図る。
- ② 過去の掃立実績を反映させ、基準収繭量の適正設定を行う。

オ 園芸施設共済

(ア) 引受計画

		引受棟数	引受面積	共済金額	備 考
ガラス室	I 類	棟 0	m ² 0	千円 0	
	II 類	30	10,668	92,725	
プラスチックハウス	I 類	1	90	132	
	II 類	18,041	4,846,518	7,166,888	
	III 類	5	2,766	4,664	
	IV類甲	66	41,511	153,123	
	IV類乙	143	115,827	526,374	
	V 類	16	5,208	26,177	
	VI 類	3,515	2,204,171	2,840,649	
VII 類	8	9,240	5,616		
合 計		21,825	7,235,999	10,816,348	

(イ) 引受推進方策

1. 関係機関と連携し、補助事業を活用した施設の把握と加入推進を行う。
2. 広報紙等に制度改正によって充実した補償内容を掲載するとともに、推進強化月間を設けて加入拡大を図る。
3. 集団加入による掛金等の割引措置及び一斉加入受付による賦課金の割引措置を活用した加入拡大を図る。
4. 雨よけ施設を含めた有資格設置者を把握し、新規加入拡大を行う。
5. 復旧・撤去費用の追加による補償拡充のPRと加入推進を図る。
6. 果樹共済推進と連携した雨よけ施設の加入推進を図る。
7. 収入保険及び水稲共済加入推進と連携した加入推進を実施し、未加入者の掘り起こしを図る。

カ 任意共済

(ア) 引受計画

		引受棟(台)数	共済金額	1棟(台)当たり共済金額	備考
		棟	千円	千円	
建物共済	火災	103,700	1,552,770,000	14,974	
	総合	12,350	88,390,000	7,157	
	計	116,050	1,641,160,000	14,142	
農機具共済	火災	21,010	32,490,000	1,546	
	総合	67,450	168,820,000	2,503	
	更新	310	490,000	1,581	
	計	88,770	201,800,000	2,273	
合計			1,842,960,000		

(イ) 引受推進方策

1. 建物及び農機具共済共通

- ① 予約加入運動を推進方策の柱とし、早期かつ短期集中した加入推進を図る。
- ② NOSAI部長会議や集落座談会等を活用し、建物及び農機具共済制度の周知を図る。
- ③ NOSAI部長との連携を密にし、未加入物件の把握に努めるとともに、未加入組合員及び低額加入者に対する提案型推進を行う。
- ④ 組合定款9条に基づく組合員資格要件の確認による適正引受を行い、コンプライアンスを徹底する。
- ⑤ 現金納入者には口座振替による掛金納入を推進し、残高不足者に対してはコンビニ収納を勧める。
- ⑥ 自動継続特約の付帯や始期統一により事務の効率化を図る。
- ⑦ 優秀な推進実績を収めたNOSAI部長等への表彰を行う。
- ⑧ NOSAI協会等が主催する講習会及び研修会に積極的に参加し、専門知識の習得並びに事務処理能力の向上に努める。

2. 建物共済

- ① 多発する自然災害に備え、火災共済から総合共済への転換を積極的に提案する。
- ② 臨時費用、小損害実損填補及び収容農産物補償特約の付帯計画に基づき、提案型推進による補償の充実を図る。

3. 農機具共済

- ① 実損填補による適正引受及び地震等担保特約の付帯による提案型推進を行い、補償の充実を図る。
- ② 農機具販売業者との連絡協調、イベント参加により、制度の普及啓蒙を図る。
- ③ 農機具1台ごとの情報（新調達価額や車体番号）の確認を徹底し、適正な引受を図る。

キ 収入保険

(ア) 引受計画

	引受計画経営体 A			基準収入金額 B A×1,400万円	保険料 C B×0.8×0.9 ×1.016%	積立金 D B×0.1×0.9 ×25%	付加保険料 E	計 C+D+E
	R1継続 経営体	R2新規 経営体						
	件	件	件	千円	千円	千円	千円	千円
本 所	690	511	179	9,660,000	70,665	217,350	19,442	307,457
置 賜 支 所	330	194	136	4,620,000	33,796	103,950	9,364	147,110
庄 内 支 所	480	324	156	6,720,000	49,158	151,200	13,566	213,924
計	1,500	1,029	471	21,000,000	153,619	472,500	42,372	668,491

(イ) 引受推進方策

1. 制度の普及

- ① 「山形県収入保険推進協議会」及び「各支部協議会」の協力・連携を得ながら制度内容の周知、普及に努める。
- ② 組合主催のNOSAI基礎組織関係者による研修会、集落座談会等で積極的に制度の周知・普及を図る。さらに、認定農業者の会、農事法人、法人協会、各品目別団体など生産組織単位の会合等の機会をとらえ、制度説明を行い農業者の理解を得る。
- ③ ポスター、チラシ、パンフレット等の作成配布を行なうとともに組合ホームページへ掲載し、制度の周知、普及を図る。

2. 青色申告の普及と把握

- ① 青色申告研修会、相談会を積極的に開催し、青色申告のメリットと収入保険に加入できることをPRするとともに、農業青色申告会及び税理士会と連携を図り、青色申告の普及拡大と収入保険制度の定着に努める。
- ② 各事業と連携して、加入申込書等に青色申告の有無を確認する項目を設けるとともに、引き続きアンケート調査を行うなど青色申告者の把握率向上を図る。
- ③ 青色申告者の農業経営形態別リストの整備を行い、加入のターゲットを明確化する。

3. 加入推進の具体策

- ① 強化加入推進期間や一斉加入推進期間の設定など年間スケジュール表を作成し、計画的な加入推進を行う。
- ② 新たな加入者の拡大・獲得に向け、制度内容説明会と戸別訪問を繰り返し実施し、農業経営をサポートできる収入保険のメリットや必要性を訴えながら加入推進を展開する。
- ③ 継続加入者に対しては、収入保険の諸手続きのサポート等「御用聞きサービス」を展開する。
- ④ 農業経営アドバイザーとなり得る職員を育成のため、各種セーフティネットや農業簿記の研修会の開催及び検定受験に取り組む。
- ⑤ 個人情報の保護に関する法令を遵守し、情報セキュリティ態勢の強化を図る。

(5) 損害評価の適正化方策

ア 農作物共済

1. 被害概況調査を実施し、被害実態の把握に努めるとともに、地図情報等を活用した被害の原因や発生状況等の分析を行う。
2. 関係機関、団体等との情報交換及び見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を把握し適正な被害申告の指導を行う。
3. 東北農政局山形県拠点等との連絡協力を図り、経営所得安定対策の加入者確認を行う。
4. 半相殺方式における農家申告抜取調査について、十分な説明を行うとともに適正な運用を行う。
5. 登熟不良による未熟米発生予測を行い、迅速な被害対応を行う。
6. 水稻生育調査圃の活用と関係機関団体等との連絡協調により、生育状況等の早期把握を行う。
7. 損害評価技術の向上のため損害評価員研修会を開催するとともに、現地研修を実施し、評価眼の統一を図る。

イ 家畜共済

1. 廃用事故認定基準及び免責基準に則った認定と審査を行う。
2. 死亡及び廃用事故に係る現地確認と牛個体識別情報等により、事故家畜の個体月齢を正確に把握し、共済金の適正支払いを行う。
3. 病傷事故診断書の的確な審査及び診療種別等通知書等を用いた現地確認を実施し、適正な共済金給付を行う。
4. 共済金算出根拠となる証票の確認を徹底し、速やかな支払いを行う。

ウ 果樹共済

1. 事故発生通知の徹底による被害の適正把握を行うとともに、被害実態に即した評価体制の確立を図る。
2. 評価技術の研鑽と評価眼統一のための現地研修会を開催する。
3. 関係機関団体等との連携強化を図る。
4. 樹園地情報等を整備し、樹体プレート装着による損害評価が迅速・適正に行える環境整備を行う。

エ 畑作物共済

1. 事故発生通知の徹底により、速やかな事故確認を行う。
2. 大豆・そば共済において、管理不徹底耕地を的確に把握し厳正な評価を行う。
3. 見回り調査を実施し被害実態の把握に努めるとともに、適正な被害申告を指導する。
4. 東北農政局山形県拠点等との連絡協力を図り、経営所得安定対策の確実な加入者確認を行う。
5. ホップ、蚕児及び桑葉被害の速やかな事故確認調査と客観資料による適正評価を図る。
6. 関係機関団体等との連絡協力を図る。
7. 損害評価員の研修を実施し、損害評価技術の向上を図る。

オ 園芸施設共済

1. 事故発生通知の徹底による被害の適正把握を行う。
2. 損害評価の適期適正実施と共済金の早期支払を押し進める。
3. 地図情報システムを活用した設置状況図を整備し、加入証シール貼付の徹底による加入棟の確認及び損害評価の迅速化を図る。
4. 関係機関団体等との連携による適正評価を行う。

カ 建物共済

1. 損害通知書（速報）の早期提出を徹底するとともに、事故原因や罹災状況を的確に把握し、共済金支払処理を迅速かつ適正に行う。
2. 鑑定会社等の第三者機関を有効に活用し効率的な損害評価を図る。
3. 罹災物件の損害評価進捗状況を的確に把握し、履歴管理を行う。
4. 東北地区建物共済広域災害損害評価協議会が開催する研修会へ参加し、広域災害に備えた人材育成に取り組む。

キ 農機具共済

1. 本支所における損害評価体制のもと、迅速かつ適正な支払いに徹する。
2. 罹災物件の損害評価進捗状況を的確に把握し、履歴管理を行う。
3. 農作業中の重大事故低減のため、農作業安全を喚起する。

ク 損害評価会の運営方策

損害評価会の委員は、組合の抜取調査による評価資料、その他客観資料に基づく損害評価高を検討、適正なる損害高の認定をなすとともに、損害防止対策を検討し、関係機関の協力を得て損害防止に努める。

ケ 損害評価員の設置及び職務

損害評価を適期、適正に実施するため、損害評価員の確保に努める。

1. 現地調査の実施
2. 損害防止への協力
3. 引受等の調査への協力

(6) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

(基本方針)

組合手持掛金が大幅に減少するなか、共済金支払財源を確保しつつ継続的な損害防止事業を実施するために適正な事業規模まで縮小する。併せて事業メニューを組合内で統一し、公平性に配慮する。

(実施方策)

1. 水稲共同防除組織の育成支援を図る。
2. 防除薬剤費の助成を実施する。
3. 水稲防除機具、水田管理用機具の購入補助を実施する。
4. 無人ヘリ操縦資格取得への助成を実施する。
5. 獣害対策支援を行う。
6. 関係機関等と連携し、損害防止の指導を行う。

イ 家畜共済

(基本方針)

県内統一した事業に向けて、地域間の格差及び加入頭数規模に応じた偏りの解消に努めるとともに、近年の飼養形態及び事故発生の状況から、さらに成果の上がる事業への転換を図る。

(実施方策)

1. 家畜の事故低減を図るとともに、安全な畜産物の生産に寄与する。
2. 特定損害防止事業を核として、一般損害防止事業を有機的に組み合わせ、効果的・効率的に実施する。
3. 損害防止器具機材の購入補助又は交付を通して、家畜の健康維持並びに衛生管理の向上を図る。
4. 削蹄師会との連携により護蹄衛生を推進する。
5. 関係機関・団体と連携協調を図り、損害防止事業を実施する。

ウ 果樹共済

(基本方針)

本所及び各支所間で予算額に格差があったことから、公平な予算額となるよう農家負担掛金をベースに予算額を算出し、地域性を考慮した事業内容を検討のうえ実施する。

また、剪定枝粉碎機については、新たに置賜支所において貸出し事業に取り組み、組合全体の事業として展開する。

(実施方策)

1. 損害防止器材（肥培管理用手袋、ハサミ、チップソー）の無償交付を行う。
2. 果樹園鳥獣害対策（防鳥機、電気柵、箱わな・爆音機等）の購入補助を行う。
3. 果樹剪定枝用粉碎機を貸出すことにより、環境問題の解消、病虫害発生を防止する。
4. マメコバチの繭洗浄講習会を行う。

エ 畑作物共済

(基本方針)

近年は被害が多く支払共済金も多額となっており、今後の支払財源が不足する懸念があり、現状では損害防止事業を実施できる状況にはないことから、関係機関と連携した損害防止指導や、事業奨励措置の実施により支援を行う。

(実施方策)

1. 獣害対策支援を行う。
2. 関係機関等と連携し、損害防止の指導を行う。

オ 園芸施設共済

(基本方針)

無事戻金に代わる取り組みとして、損害防止事業の充実による加入者サービスアップを図るため、農家負担掛金をベースに本所・各支所間で公平な予算額を算出し、地域性を考慮した事業内容を検討のうえ実施する。

(実施方策)

1. 防風施設設置に係る経費の補助を行う。
2. 施設管理用品（管理用手袋、ハウスバンド）の無償交付を行う。
3. ハウス被覆材の被覆器具及び補修器具の無償貸出を行う。

(7) 普及活動方策

人材育成や広報活動による改正農業共済制度と収入保険制度（以下、農業保険制度）の普及啓蒙に努め、すべての農業者にセーフティネットを提供できるよう、次の諸方策を講ずる。

1. 広報紙（年6回発行）と、テレビ・ラジオCMを活用した幅広い広報活動により、農業保険制度の普及を図る。
2. NOSAIホームページの保守管理と最新情報の掲示。
3. NOSAI部長研修会や座談会を開催し、組合員との接点強化と制度の普及啓蒙を図る。
4. 基礎組織構成員の活動支援を行う。
5. 農業共済新聞の購読継続と拡大を図る。
6. 農業関係機関等に、農業保険制度の紹介及び情報提供を行い、NOSAIへの理解を深める。
7. 「山形県農業まつり」に参画、NOSAI相談窓口を設置し、全事業のPR及び加入推進を図る。

(8) 研修方策

役職員の能力向上を目指した効果的研修の実施により、組織運営に必要な知識の習得および農業者の経営アドバイザーとなり得る人材の育成を図る。

1. 役員研修会の開催
2. 監事研修会の開催
3. 新規採用職員研修会（フォローアップ研修会等、年2回）の開催
4. 初級職員研修会の開催
5. 中級職員研修会の開催
6. 管理職員研修会の開催
7. 農林水産省主催研修会の受講者派遣
8. NOSAI協会主催研修会の受講者派遣
9. 東北地区広報セミナー（本県当番）の開催

(9) システム関係実施方策

1. 基本方針

令和4年度に予定されている農業共済ネットワーク化情報システムのWEBシステム化に伴い再構築する形となるNOSAI山形ネットワークシステムの運用形態について検討し、新たなソフトウェア開発の計画を策定する。

併せて今後の基盤環境について、現行基盤の更新時期も考慮しながらオンプレミス方式※1から、データセンター利用の運用形態への移行を含めてあり方を検討する。

また、情報系、基幹系双方のシステムを安全、円滑に運用するため、ITリテラシー※2を高める利用者教育、システムの高度利用を図るための人材育成に引き続き重点的に取り組む。

2. 実施方策

- (1) 国標準WEBシステム運用後の情報系、基幹系システムの運用形態について調査検討する。
- (2) 国標準WEBシステム化に対応した本県のオプションシステムのあり方を検討する。
- (3) 今後の基盤環境について現在のオンプレミス方式からデータセンター利用方式への移行等を含めて中期的更新計画を策定する。
- (4) 改正制度に対応した現行本県オプションシステムの改修については将来的な標準WEBシステムの動向を見据え適切に対応する。
- (5) 基幹系システムの基盤となる基本ソフト（サーバーOS）のサポート期限が、令和2年10月に到来することから、基幹系システム環境の刷新を行う。
- (6) 情報系システム（ワークフロー、文書管理、業務管理、予算管理）の更なる活用を図るとともに、適正かつ円滑な運用のための運用ルールの検討を行う。

3. 人材育成方策

- (1) システム管理者及び各事業システム担当者に対して、NOSAI協会及び企業が行う各種研修（実地研修、Eラーニング等）を積極的に活用し、人材の養成を図る。
- (2) 各種システムの正確、適正な運用を行うため、利用者に対し、ITリテラシーを向上させるための研修及び、システムの操作研修を充実させる。

※1 情報システムのハードウェアを使用者保有の設備内に設置・導入し、それらのリソースを主体的に管理する運用形態。
データセンターは、サーバー機などのIT機器を設置・収容する場所を提供し、安定的に運用できるよう、様々なサービスを提供する施設。

※2 通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITに紐づく要素を理解する能力、操作する能力。

(10) 内部監査実施方策

ア 内部監査の強化及び内部牽制の充実に関する方策

内部監査機能の強化及び内部牽制機能の充実を図り、農業保険制度の適正かつ効率的で健全な運営に貢献することを目的に、組合の財務及び業務状況を主体的に調査・分析し、その結果を踏まえ、最も有効な改善策をアドバイスする態勢を整えるため、次の方策を講ずる。

1. 部署又は各拠点単位とし、年2回の定期的な内部監査のほか、必要に応じた内部監査を実施する。
2. 各部署へ、事業別チェックリストによる定期的な自主点検、事務フロー及び不祥事未然防止マニュアルに基づく日常的な自主点検を促し、それらを併用した確認すべき事項の洗い出しや見える化・標準化を図る。
3. 監査毎に、重点監査事項をピックアップした内部監査用チェックシートを作成し、監査目的及び監査項目の統一を図る。
4. 実効性のある内部監査を実施するため、監事と意見・情報交換を行うとともに、監事監査との連携を図る。
5. 行政庁検査等の指摘事項に対する改善状況を確認するとともに、改善策の検討及び改善達成に向けたフォローアップを行う。

イ 諸会議等の開催計画

- | | |
|--------------|----|
| 1. 内部監査担当者会議 | 2回 |
| 2. 内部監査結果検討会 | 2回 |

但し、随時内部監査実施による増回あり。

(11) コンプライアンス推進方策

ア コンプライアンス実践方策

コンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するため、次の方策を講ずる。

1. コンプライアンス・プログラムの着実な実施を図る。
2. チェック態勢の確立に向けた拠点及び部署単位の実践運動を展開する。
3. コンプライアンス及びリスク管理に関する意識の醸成を図る。

イ 諸会議等の開催計画

- | | |
|----------------------|----|
| 1. コンプライアンス推進委員会 | 4回 |
| 2. コンプライアンス責任者・担当者会議 | 1回 |

(12) 執行体制の整備

ア 理事会及び監事会の開催計画

制度の的確な運営を期すため、適期に理事会及び監事会を開催し、円滑な事業運営及び業務執行に関する審議並びに監査方針、計画等の協議を行い、より一層制度の適正な運営と事業の拡充に努める。

イ 職制及び職員の配置計画

全国的に大きな災害が続発する中であって、農業者の経営安定及び経営発展に資するため、セーフティネットの拡充、強化を図ることが急務であり、事業計画を完全達成できるよう、各事業所間の人事交流を含め、職員の適正配置を行い、農業保険推進体制の整備を図る。

最上地域の組合員の利便性向上を図るとともに、業務効率を一層高めることを目的に本所最上出張所を設置して常駐職員を7名配置。同地域における農業保険の普及推進及び災害発生時の迅速かつ適正な対応が取れる体制の整備を進める。

3年目を迎える収入保険制度は、昨年度と同じ1,500経営体の加入という目標を何としても達成するため、昨年度までの反省点を踏まえ、推進重点時期や推進体制などの戦略を見直し、戸別訪問を柱とする全職員体制の推進に全力で取り組む。また、保険金支払業務を適正かつ迅速に行うため、専任及び兼務体制を充実し、収入保険推進室及び同推進課の職員を核に同業務に当たる。

(13) 予算統制の方策

総代会の議決及び県知事の承認を得た業務収支予算書の内容に基づいて、綿密な予算執行計画を作成し、収入においては安全性かつ効率性を重視した余裕金の運用を始め、適期かつ適切な確保を図る。支出においては常に費用対効果を念頭に置いた予算執行計画を定め、経費の節減に努める。

3 機構図

